

環水大水発第 111027002 号
環水大土発第 111027002 号
平成 23 年 10 月 27 日

都道府県知事
政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の
水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく水質の汚濁に係る人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）に関しては、平成 23 年 10 月 27 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 23 年環境省告示第 94 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 23 年環境省告示第 95 号）が施行されたところである。

これらの改正は、健康影響等の情報並びに公共用水域及び地下水（以下「公共用水域等」という。）における検出状況等の新たな科学的知見に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、公共用水域等の水質汚濁に係る環境基準のうちカドミウムについて基準値を見直し、有害物質による公共用水域等の汚染に適切に対応しようとする趣旨で行われたものである。

環境基準の達成のために必要な措置については、今後国においても順次講じていくこととしているが、貴職におかれても、下記事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図られたい。

記

1. 基本的考え方

現在得られている健康影響等の情報及び公共用水域等における検出状況等から判断して、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ適切に講ずる必要があると考えられる物質であるカドミウムについて、今般、環境基準のうち、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「水質環境基準健康項目」という。）の基準値を改めることとした。

水質環境基準健康項目については、広く有害物質による環境汚染の防止に資することが望ましいと考えられること並びに公共用水域及び地下水は一体として一つの水循環系を構成していることから、河川、湖沼、海域又は地下水を問わず全ての水域に同じ基準を適用することを基本としている。

基準値については、我が国、諸外国及び国際機関において検討され、集約された科学的知見及び関連する各種基準の設定状況を基に、飲料水経由の影響（主として長期間の飲用を想定した影響）を考慮し、その上で水質汚濁に由来する食品経由の影響（長期間の摂取を想定した影響）についても考慮して設定している。

2. 新たな基準値

カドミウムについて、平成 20 年 7 月に内閣府食品安全委員会により示された耐容週間摂取量（ $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）等を踏まえ、水質環境基準健康項目の基準値を $0.01\text{mg}/\text{L}$ 以下から $0.003\text{mg}/\text{L}$ 以下とした。

3. 運用上の取扱い

(1) 公共用水域等の監視の実施について

環境基準の達成状況等を適切に評価するため、測定計画の策定に当たっては、年間を通じた公共用水域等の水質汚濁の状況が的確に把握できるよう配慮されたい。

また、水質測定については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成 13 年 5 月 31 日環水企第 92 号）に従い実施されたい。なお、カドミウムの測定方法として、今回削除された日本工業規格 K0102 の 55.1（以下「規格 55.1」という。）を採用しており、平成 23 年度内に適切な測定方法への移行が困難な場合にあっては、平成 23 年度に限り、規格 55.1 に基づく測定で差し支えないこととする。ただし、平成 23 年度において規格 55.1 に基づく測定結果を用いた場合は、環境省への報告時にその旨を明記するとともに、平成 24 年度の測定からは適切な測定方法へ確実に移行されたい。

(2) 環境基準達成状況の評価について

今回基準値を改めることとしたカドミウムについての環境基準の達成状況の評価については、従来と同様に「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成 13 年 5 月 31 日環水企第 92 号）に基づき実施されたい。なお、平成 23 年度の測定結果については、年間の総検体の測定値の平均値を新基準値（ $0.003\text{mg}/\text{L}$ ）に基づき評価することとする。